

特集 宗教の自由と政教分離

政教分離制度下における創価学会の政治参加

—宗教的自由の範囲と限界を考える—

中野 毅¹

本論文では、まず、「政教分離」「政治と宗教」などの用語を厳密に捉え直す。そして、政教分離制度下において宗教団体・創価学会が単独での政党・公明党を結成して政治参加した過程を整理し、社会的意義と問題点、課題を考察する。

¹ なかのつよし：創価大学名誉教授

はじめに

いまでもメディアや一部の研究者の間で、「政教一致」「政教分離」「政教関係」「政治宗教」「政治と宗教」などの用語が厳密な定義もなく使われていることがあり、その結果、国家（政府）と宗教との関係と、宗教者または宗教団体の政治活動、つまり「宗教と政治」との論議が混乱している状態がいまだに散見される。典型的な例が、本稿で取りあげる創価学会と公明党との関係についての論議である。創価学会と公明党は「政教一致」だという主張が今でも時折見られるが、それが宗教団体と政党の一体化、または宗教団体による政治活動を指して言うのか、日本国憲法で規定されている「政教分離制度」に違反しているという議論なのか判然としない場合がある。結論から述べれば、創価学会と公明党が一体となっても、それは私的団体としての両者の関係が一体となっているだけで、それを政教一致とは言えない。また両者が分離しても、単なる私的団体間の分離であって憲法でいう政教分離とは言えない。

これらの混乱を整理するとともに、宗教的自由（信教の自由）の意義と限界について考察する。

1. 政教分離制度と「信教の自由」

この混乱はまず、「政」についての曖昧な理解によって生じている。「政」が「政治」(politics)を指すのか、「政府」(= 国家) (Government, State)を意味するのか明確にする必要がある。政治とは、権力の獲得や保持をめぐる抗争、および権力を行使する活動を指す概念である。ウェーバーが「マハト(力、権力)とは、社会関係の中で抵抗に逆らっても自己の意志を貫徹するチャンスまたは能力」(趣旨)と定義したのは有名である¹⁾。この権力獲得・行使をめぐる政治的行動は人間のあらゆる集団に見いだされる。他方、国家、特に近代国家とは、一定の領土において特定の国民を構成員として、独立した主権を保持し、中枢権力による統治機構と統治作用を有する組織化された社会集団をさす。従って

国家は政治的な権力や支配を独占し、構成員である国民を強制的権力によって服従させている。しかし、この政治的支配が持続するためには「国民による承認と服従」が必要であり、そのためには政治的支配の正当性を根拠づける権威が不可欠となる。この権威を近代以前は神など超越的な宗教的権威に依存してきたが、近代以降には国家は世俗化され、世俗的な法体系が正当性を付与することになった。

このように政教関係を論議する際には、「統治機構としての国家」と宗教との関係なのか、それとも「政治」と宗教との関係なのか、明確に区別して議論すべきである。

《政教分離》

「政教分離」という概念を厳密に定義することから始めたい。政教分離(制度)とは、英語で表記すると、Separation between State and Church、Separation between State and Religion となる。従って「政」とは国家(State)または政府(Government)を指し、「教」とは、Church という場合は団体として確立している教会などの「宗教団体」を、Religion という場合は団体のみでなく、個人の宗教的行為や宗教的信念も含めた広い意味での「宗教一般」をさす。

従って「政教関係」という用語も、「政治と宗教の関係」でなく、国家と宗教団体との関係を指すのが学術的に、特に法律学においては一般的であり、その関係は、①国教制、②公認宗教制、③分離制と区分できる。①は特定の宗教団体・教会に国家が特別な地位や権限を与え、優遇する制度であり、現代でもイギリスなどで見られる。②はイタリアやドイツのように主要な教会と国家が相互に独立を認めて、両者の間で政教条約を締結し、国家が公認した宗教団体に公的支援をする事例が該当する。③が政教分離制度であり、フランス、アメリカ、そして戦後の日本が当てはまる²⁾。

国家と宗教団体の分離という「政教分離」は、上記の①②を共に禁止する制度であり、国民、市民、個人の「信教の自由」を重視し、それを実現する手段として最も相応しい制度であるとの信念のもとに編み出さ

れたものである。その事例として有名なのは、1791年の「アメリカ合衆国憲法修正第1条」における権利の宣言である。その条文は下記の通りである

議会は国教の樹立に関する法律、または自由な宗教活動を禁止する法律、あるいは言論、出版の自由を奪い、あるいは平穩に集会し、また不満の救済を政府に請願する権利を奪う法律を制定してはならない (Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; the right of the people peaceably to assemble, and to petition the government for a redress of grievances.)。

宗教に関連する第1項の前段は国教樹立禁止条項であり、後段が宗教活動自由条項で「信教の自由」が保証されている。両者で国家は宗教に介入してはならないという、いわゆる「政教分離の原則」が樹立されたと理解されている³⁾。

アメリカの影響を強く受けて成立した現在の「日本国憲法」にも、信教の自由と政教分離がより明確に定められていることは周知のとおりである。下記が関連する条文である。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、

これを保障する。

第 89 条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第 19 条と 20 条 1 項前段で、国民の思想・良心・信教の自由を明確に定め、20 条 2 項で国家による宗教の強制を禁止し、3 項では国および首相や大臣を含む行政府の構成員、各種議会の議員など「国家」の各機関・構成員は、その資格ではいかなる宗教的活動もしてはならないと厳しく定めている。1 項後段においては、宗教団体が統治権力を行使してはならないと定めたものであり、特定の宗教団体が国教的地位になること、およびドイツの公認宗教制における徴税権の一部行使なども否定した。89 条は公金や公立の施設などを宗教団体が使用することなどを禁じている。総じて、戦前の国家神道体制への反省から生まれた厳しい政教分離制度が確立されたと言える。

なお政教分離は「信教の自由」を実現する、または守るための手段であると一般に考えられているが、両者は対立することもある。宗教団体立の学校への公的補助金の支給をめぐる論争が典型であるが、「厳格な政教分離論」（「政教分離優先論」「分離の壁」論とも言われる）に立って一切の補助をすべきでないという主張に対し、学校の設立・運営は「信教の自由」に含まれる事項であり、かつ公立学校に準じる公共的意義もあるので補助すべきであるという「便宜供与論」（「信教自由優先論」「調整理論」とも言われる）という主張との論争がある。アメリカでは両者を妥協させようとする傾向が強まっており、アメリカ連邦最高裁が 1971 年に示したレモン・テスト⁴⁾という判断基準が重要である。日本でも、これを参照にした「目的効果基準」が 1977(昭和 52)年の津地鎮祭最高裁判決で定式化され、その後の主たる判断基準となっていた⁵⁾。しかし、2010(平成 22)年の空知太神社事件最高裁判決や、2021(令和 3)年の孔子廟訴訟最高裁判決では用いられなかったことは注目に値する⁶⁾。

《分離制以外の政治的支配と宗教の諸関係》

政教分離制度とは、このように国家が宗教との関係を基本的に持たない世俗国家を前提としているが、国教制や公認宗教制など宗教と一定の関係をもっている国家は現在も存在する。そもそも王権や国家が宗教と密接に関係していた時代の方が圧倒的に長い。しかし、その時代における宗教的権威と世俗的権威のあり方は多様であり、その点から、祭政一致・政教一致という概念を明確にしておきたい。その際、宗教的権威が優越するか、それとも皇帝や国王、国家などの世俗的権威が優越するのcaという縦軸と、統治機構としての国家・王権と宗教(教団)が一体化しているか、分離しているかという横軸で分類すると図1の4類型になる。

馴染みのない左側から説明する。上下とも政治的統治機構としての国家や王制が確立し、かつ宗教も教会制度のように団体として確立していることを前提に、教会(Church)が優位に立ち、政治的支配をコントロールするのが教会国家主義体制(Church-State system)である。西洋では宗教改革時代のカルビンによるジュネーブ市の統治がそれに該当し、神権政治(Theocracy)とも称される。それ以前のカトリック教会が優勢な中世に、叙任権闘争などを通じて教皇権は皇帝権の上位に立つとされた一時の神聖ローマ帝国なども当てはまるだろう。イスラム世界においても、シーア派によるイランの統治形態は、国家の最高権威とし

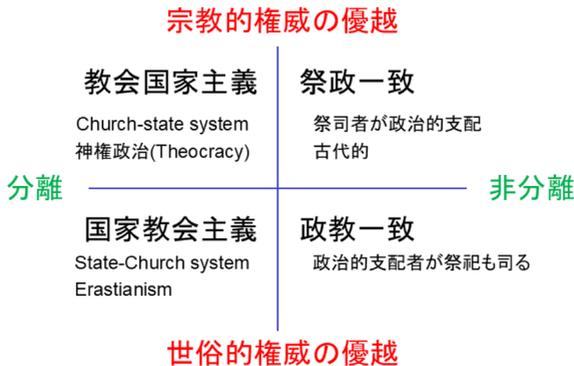


図1 祭政一致・政教一致の概念

てイマーム（イスラム法学者）が最高指導者として君臨し、宗教および軍事の権限を掌握し、12人のイスラム法学者による監督評議会なるものが存在する。その一方で、大統領を頂点とする行政組織、立法院としての議会、最高裁判所長官および検事総長を頂点とする司法府もあるので、ここに該当すると考える。

それに対し、国家が優越して、国家の下で教会やさまざまな宗教をコントロールしているシステムがあり、それを国家教会主義（State-Church system, Erastianism）と称する。ルター派が国教会になっている北欧の国々、イギリス国教会など、また国王を仏教徒とするタイなどが当てはまる。

宗教的権威と世俗的権威が分離していない状態はある種の古代的な形態であり、卑弥呼による統治のようなシャーマンの人物や宗教者による支配が祭政一致となる。戦前日本の国家神道体制では宗教的権威としての神聖天皇が支配するので、理念的には該当する。しかし現実には戦前でも議会と政府が存立し、天皇制と機構的に分かれていたと考えられるので、左上の「教会国家主義」となる。天皇機関説を採る場合は左下の「国家教会主義」になる。現在のバチカン市国は行政組織も聖職者が担っているので、現代における希有な祭政一致国家とも言えそうである。

政教一致は政治的支配者が、即宗教的権威を有する場合であり、古代エジプトの王ファラオが太陽神ラーの化身として統治した例などがあげられる。イギリスがヘンリー8世のもとでカトリックの支配から独立した際に、彼が神聖王（divine king）と称して統治した例もある。ただ彼の死後は、議会が教会を統治するようになって国家教会主義へと変化している。現代では、サウード家による絶対君主制を保持するサウジアラビアは、ワッハーブ主義に基づく厳格なイスラム教義を国の根幹としており政教一致体制とも言える。国王（マリク）はワッハーブ派イマームを兼ね、要職は王族が独占している。

ともあれ、祭政一致や政教一致という用語も、学問的にはこのような区分ができることを念頭において使用して欲しいと願っている。

《信教の自由》

ここで「信教の自由」とは何かについても整理しておきたい。各国の憲法による表現は様々だが、その自由は本来、人間の基本的人権の重要な部分であり、国家などの支配的権力によって抑圧してはならず、強制してはならないという大原則の下に様々に宣言されている。代表的な「世界人権宣言」には下記のように記されている。

第18条：人はすべて、思想、良心及び宗教の自由について権利を有する。この権利は自己の宗教や信仰を変える自由及び単独であるいは他のものと共同で、公的にも私的にも、自己の宗教又は信仰を布教、行事、礼拝及び儀式を通じて、表明する自由を含む。

このような「信教の自由」には、以下のような要素が含まれている。

1. 宗教的信仰の自由：これは個人の内心において特定の宗教を信じる自由、それを変える自由、すべての宗教を信じない自由も含まれる。その結果として、自分の信仰について告白し宣伝する自由、その反対に沈黙を守る自由も含まれる。内心における自由は、思想・良心の自由とともに最も重要かつ根本的な人権である。
2. 宗教的行為の自由：ある宗教上の目的で礼拝や祝典、儀式、行事を行い、またこれらに参加する自由。また参加しない自由も含まれる。宗教的な教育の自由も含まれる。
3. 宗教的結社の自由：共通の信仰・宗教をもとに自由に集会し、結社・団体を組織し、活動する自由である。
4. 市民的信教の自由：上記1～3.は通説的見解として広く認められているが、それらを「個人的信教の自由」「教会的信教の自由」と捉え、さらに「市民的信教の自由」の重要性を強調したウェーグル (Luther A. Weigle) の説は注目に値する。それは①道徳や神に対して責任を負って、国家を保持し、そのため積極的に市民活動に参加する自由、②信仰の名において、国家の活動や要求を否認する自由、である。この主張からは、宗教者や宗教団体がその宗教的信念に基づいて市

民活動や政治活動に参加すること、時には良心的兵役拒否のような国家の命令を否定し、抵抗する権利も重要な「信教の自由」の行使であるというものである。今日、宗教者・宗教団体の社会貢献が問われているが、参考になる主張である⁷⁾。

《宗教者・宗教団体による政治参加の諸パターン》

宗教者または宗教団体と政治との関係、特に宗教団体による政治参加のパターンと問題点についても整理しておきたい。「政治と宗教」という問題である。取りあえず、次の5つに分けられる。

1. 宗教者が個人として、既存の政党から、または無所属で政界進出
2. 宗教団体が独自の政党を結成して政界進出（創価学会—公明党が典型）
3. 宗教団体が信者を既存の政党から立候補させて政界進出（立正佼成会ほかの多くの宗教団体が採用）
4. 宗教団体が既存の政党を公然と支援、または政党所属の候補者を公然と選挙支援して政界に影響力を行使する（同前）
5. 同上の非公然型、浸透型（昨今の旧統一教会問題で明らかになった同会の自民党支援方法）

こうした分類は塚田穂高なども試みているが⁸⁾、ここでは正統/異端などの価値判断的要素のある表現は避けた。また政治に関与しないパターンとして金光教、天理教、近年の生長の家がある⁹⁾。次項では2.の代表例である創価学会の政党結成による政治参加を検討していくが、全体として宗教者や宗教団体による政治参加の可能性と限定性についての一般論を示しておくとして下記のように言えると考えている。

- ①宗教者や宗教団体の政治活動は、原則自由である。「信教の自由」概念について既に論じたように、「市民的な信教の自由」論もあり、信仰をもった個人、およびその結社である宗教団体の社会活動、政治活動も自由であるという理解が通説となっている。

- ②「宗教法人」という税制上の優遇を受けている団体の活動としては、主たる宗教活動を逸脱して政治活動に偏りすぎていないか、非課税施設としての教会や会館での選挙活動は不公平であるという指摘もあることは、十分に考慮されなければならない。
- ③宗教団体の信者に対する政治的自由は保障されなければならない。
- ④そもそも自由の主張や行使には、他者の自由を奪う行為は含まれない。

2. 創価学会の政治参加のプロセス

宗教団体が独自の政党を組織して政治参加した典型的は創価学会－公明党である。その意義と課題について改めて考察する。創価学会は日蓮を「末法の本仏」と仰ぎ、日蓮が顕した曼荼羅本尊への唱題行（南無妙法蓮華経と唱える行）と布教によって各人の宿命転換、人間革命、生活革命をなし、その日蓮仏教を日本および世界へ弘める「広宣流布」をめざす在家仏教団体である。その特徴は、折伏と称した初期の激しい布教活動（現在は仏法対話と称している）による急速な拡大と中央集権的な教団組織の形成、『聖教新聞』を日刊で発行するなどの旺盛な出版活動等々があげられるが、最も注目されているのが政党「公明党」を結成して衆議院にまで大規模な政界進出をなした点にある。公明党は当初、反自民の革新政党として出発したが、非自民連立政権を経て、自民党との連立政権を成立させた。自公連立は20年以上続いている。以下、その過程を主要な変化を中心に捉えていく¹⁰⁾。

(1) 地方議会と参議院中心——戸田時代

創価学会の前身は、教育者で地理学・教育学者でもあった牧口常三郎が設立した創価教育学会であり、それは戦前の国家主義的教育を改革するために、彼の学説と思想に共鳴した教育者たちと設立した研究会であった。ゆえに創価学会の創立記念日は、牧口の主著『創価教育学大系』第1巻が発刊された1930(昭和5)年11月18日となっている。牧口は同じく校長経験者で日蓮正宗の信者だった三谷素啓の折伏によって、

1928年に信者となった。その結果、創価教育学会の活動は次第に同宗の信者組織としての性格が強くなった。こうした牧口の活動を経済的に支えたのが戸田城聖であった。戦局が厳しくなった1943年、伊勢神宮の大麻拒否による不敬罪、治安維持法違反の容疑で牧口、戸田ほかの創価教育学会幹部が逮捕され、会は壊滅した。牧口は獄中で病死し、戸田は敗戦直前の1945年7月に保釈された¹¹⁾。

出獄後の戸田は組織の再建に着手し、名称を「創価学会」と改め、教育ではなく宗教活動を主体とし、1951年5月3日に第2代会長に就任した。戸田は日蓮正宗総本山大石寺の戒壇本尊の唯一絶対性や信心による宿命転換、功德を力説して「折伏大行進」を開始し、翌52年8月には宗教法人法による単立宗教法人「創価学会」として東京都から認証を受けた。1954年末までに会員数は16万世帯と増加した。同年11月、創価学会は文化部を設置して政界進出の準備を進め、文化部員が翌55年4月の統一地方選に臨んだ。結果は東京都議1名、横浜市議1名、東京特別区議に32名、全国17市議に19名が当選し、政界進出の第一歩を記した。なお候補者の大多数は無所属だったが、7名が日本民主党から、1名が右派社会党から立候補した。翌56年7月の第4回参議院議員通常選挙（以下、参院選）で初の国政への挑戦がなされ、東京地方区1名、大阪地方区1名、全国区に6名が立候補し、全国区で2名、地方区で1名（大阪）が当選した。全国区での得票は約100万票に達した。

このように早い段階から創価学会は政界に進出したが、それは何故であろうか。戸田は会長就任以前から主張しており、1950年5月発刊の機関誌『大白蓮華』第7号に「王法と仏法」と題する巻頭言を載せ、仏法の慈悲の精神が王法である政治に活かされなければならないと論じた。その後も「政治を庶民大衆の手に取り戻そう」「青年は政治を監視せよ」「信教の自由をまもるための政治」など折に触れて主張していたという¹²⁾。戸田はそれを「王仏冥合論」（『大白蓮華』1956年8月1日号）として本格的に展開した。しかしその中で、政界進出は日蓮正宗を国教にするとか、創価学会が国会の多数を占めて政治を支配するためではなく、南無妙法蓮華經の広宣流布、すなわち「国立戒壇の建立」だけが目

的なのだと主張した。このことが後々、創価学会は政教分離原則に違反しているとの批判を招くことになる。

末法の日本に「本門の戒壇」を建立することは日蓮の遺命であり、日蓮の遺文とされる「三大秘法抄」には「勅宣並に御教書」をいただいて建立すると記されていた。この「本門の戒壇」を「国立戒壇」と言い換え、「勅宣」を天皇による「大詔」、御教書を「国会の議決」と解釈したのは戦前の日蓮主義者・田中智学であったが、日蓮正宗も堀日亨著『日蓮正宗綱要』（1922年）の中で「天皇の裁可による国立戒壇」と記し、日蓮正宗の正式の教義として宗門の悲願となっていた。その悲願を戸田は自分の手で実現すると主張し、そのための政界進出としたのである。

ただこの段階で、戸田が国立戒壇論を大きく修正したことも重要である。戸田は、民主化された戦後日本においては国民が主権者なので「国民の総意」があれば「天皇からの勅宣・裁可」は不要とし、幕府が出す「御教書」も、「国民の総意」を表現する場としての「国会での議決」と読み替えた。つまり国民多数が日蓮正宗の信者となり、その総意を国会で表明・議決して戒壇を建てれば良いと考えたのである。その意味での「国立」であった。しかし、このような修正を図っても、戦後憲法の政教分離制度の下では、宗教的な「戒壇」を建てるための国会の議決などにはありえないことである。にもかかわらず、何故そのような主張をしたのか不明である。

ともあれ、この目的を達成するため、戸田はまず布教を積極的に行って会員を増やし、さらに文化部を組織し、文化部長が政界や教育界、経済界など様々な分野で活躍することが大切だと訴えた。政界進出は地方議会から始めたが、それは生活現場での問題解決を重視し、日常活動をとおして広宣流布を進めるという考えからであった。実際、各地で「市民相談」「暮らしの相談」などの場を設けて活動を展開した。国会へは参議院に進出したが、参議院は「良識の府」として知識人や宗教家が多数立候補していたこと、また会員が集中していた東京や大阪の地方区での得票が見込まれたためと考えられる。そして参議院に議席を占めたことが、折伏戦で生じた墓地問題など社会からの圧力、警察による監視・介

入等の政治的妨害への「防御陣」になった¹³⁾。衆議院への進出は将来の課題とし、周到な準備をするように語ったという。ただ政党の結成には否定的で、社会党や自由党から、さらには共産党から立候補しても差し支えないとまで述べていた¹⁴⁾。また選挙活動は会員が張り切り、組織の引き締め役に役立つとも吐露していた。

総じて、戸田時代の政治参加はあくまでも宗教団体・創価学会の文化・政治活動の一環として進められたが、それは戦時中に宗門からも見捨てられ、国家から弾圧された苦い経験から、戦後の組織が崩壊しない手段を講じたとも言える。政界進出は国家からの弾圧を防ぎ、「信教の自由を守る」ことでもあった。もう一つは、単なる日蓮正宗の信者組織ではなく、独自の宗教法人としたことである。それによって法的基盤も整い、独自の財産・施設も確保でき、宗門の外護も、かつ宗門からの自立もできたのである。

(2) 宗教政党結成による衆議院進出——池田時代①

1958年4月、戸田は没し、2年後の1960年5月3日に池田大作が第3代会長に就任した。当初は戸田の路線を踏襲し、国立戒壇の建立をめざして政界に進出はするが創価学会はあくまで宗教団体であり、衆議院には出ないと強調し、資本主義でも共産主義でもない「第三文明」の建設をめざすと主張していた。

しかし、翌年には政治参加の様態が変化した。1961年5月、創価学会は文化部を文化局(局長・辻武寿)に昇格させ、政治部、経済部、教育部、言論部を設置した。さらに11月には政治団体「公明政治連盟」(公政連)を結成した。これは政界進出をさらに進めるには創価学会と別の政治団体が必要との判断からである。結成時の勢力は参議院議員9名、都道府県議7名、市区議168名の計184名である。翌年の参院選には公政連公認で東京・大阪地方区に2名、全国区に7名を全員当選させ、全国区の得票数は412万票を越えた。非改選議席を合わせると参議院で15議席となって自民党、社会党に次ぐ第3党になり、本会議での代表質問権や法案提出権をもつ院内交渉団体「公明会」も立ち上げた。

1964年5月の創価学会第27回本部総会で、池田会長は次の7年を王仏冥合の総仕上げの時期とし、次のような方針を発表した。①日蓮正宗総本山に戒壇本尊を安置する正本堂を建立寄進する。費用は会員からの寄附による。②600万世帯の会員をめざす。③公明政治連盟を政党にし、衆議院に出す。時来たならば衆議院へも出よとは戸田前会長の遺訓である。④創価学会は政治部を廃止して純粋な宗教団体として本来の宗教活動に専念し、公政連の支持団体、推薦団体とする。⑤会員の政策への異議異論は自由である。

同年11月、この提言を受けて「公明党」が結成された。当時採択された結党宣言や綱領には「大聖哲・日蓮大聖人の立正安国論」「王仏冥合の大理念」「仏法民主主義」などの宗教的用語が用いられ、宗教政党であることが明示された。その上で大衆政党として大衆とともに前進し、「政界浄化」「議会制民主主義の確立」「大衆福祉の実現」を図ると宣言した。政治路線としては左右のイデオロギーにとらわれない中道政党をめざした。

公明党の結成後も、創価学会は強力な選挙支援体制を組み、1965年の参院選では全国区9名の候補全員を当選させ(得票数500万票超)、衆議院への初挑戦となる1967年1月の第31回衆議院議員総選挙で一挙に25議席を獲得し、野党第三党となった。2年後の衆院選では47議席を獲得し、日本宗教史・政治史上かつてない規模をもった宗教政党となった¹⁵⁾。

このように池田時代における創価学会の政治参加は、戸田時代とは大きく変化した。従来の「国立戒壇建立」説を正式に放棄し、戒壇建立は「会員の寄附」すなわち「民衆立」であることとし、さらに政党を結成して衆議院へ進出したのである¹⁶⁾。しかし、創価学会と公明党は別とはいえ、ともに日蓮の教えを根幹にして王仏冥合をめざす「一体不二」「異体同心」だと池田は指導し、会員は自分たちの宗教理念が政治にも実現できると全力で支援した。しかし、この方式の政治参加は新たな課題を生みだした。それは会員の政党支持の自由を制限することになり、信仰と政治的信条の相克という問題を内包することになる。64年の本部総会提言で、⑥「政策への異論異議は自由」としたことは、その問題を認識していたことを示している。

(3) 国民政党への転換——池田時代②

1960年代後半は、自民党政府が68年の第61回通常国会に「靖国法案」を提出したことで、新日本宗教団体連合会(新宗連)から愛国主義的右派教団が脱退するなど宗教界の左右対立が深まった。他方で高度経済成長も進み、豊かな社会になるとともに、ある種のナショナリズムが宗教とも関係しながら台頭してきた。

この時期、創価学会は革新的路線を堅持し、公明党以外にも「東京主婦同盟」(1968年)を結成して婦人問題に取り組み、「新学生同盟」(1969年)を結成し学生運動にも取り組んだ。後者は、当時の大学紛争の焦点であった大学立法と70年安保条約改定に反対する運動を展開した。さらに創価学会と公明党は靖国神社国家護持法案にも反対した。その結果、保守陣営からは危険視され、左派陣営からは右翼ファシズム的であり、かつ「政教一致」だと批判された。

このような状況下で、その後の創価学会・公明党の関係を大きく変化させる事件が起こる。いわゆる「言論出版妨害事件」である。1969年11月、藤原弘達・明治大学教授の著作『創価学会を斬る』(日新報道出版部)が出版されたが、この出版を阻止しようと創価学会と公明党が著者と出版社にさまざまな圧力をかけ、自民党の有力政治家の関与まで疑われる事態となった。メディアがキャンペーンを張り、国会でも取り上げられ、この著作以外の出版妨害も明らかになるなど大きな社会的・政治的問題となった。

これらの批判に対して、創価学会は1970年5月3日の第33回本部総会における池田会長講演で、以下の諸点を明示し謝罪した。①言論妨害の意図はなかったが、批判に対して寛容でなかったことは猛省する。今後は言論の自由を守り抜く。②創価学会の目標とする広宣流布とは「妙法の大地に展開する大文化運動」であり、政界進出、政治活動はその一部である。③日蓮正宗の本門戒壇は国立である必要はなく、「国立戒壇」という表現を一時使ったことはあるが、真意は「民衆の要望」によってということであり、国会の議決によって建立する考えは以前から捨てている。④公明党の活動はあくまで大衆福祉のためであり、戒壇建立や日

蓮正宗の国教化のためではない。⑤創価学会は宗教団体、公明党は政治団体であるという「政教分離」を結党の時から主張してきたが、それをさらに明確にするため議員の創価学会内の役職兼務をはずす。両者は「一体不二」であると述べたこともあるが、体制や機能の面では別である。⑥学会は公明党の支持団体の一つとして、今後も選挙支援はするが、会員の政党支持は自由である。⑦池田自身は生涯宗教人として生き抜き、政界に出ることはない。

公明党も、この講演を受けて党体制の改革を進めた。1970年6月の第8回公明党大会で綱領と党則を全面改定し、結党時にあった「王仏冥合」などの宗教的用語を一掃して「宗教政党」であることをやめ、普通の「国民政党」として再出発することを宣言した。政治路線としては「中道革新連合構想」を掲げ、野党再編による政権奪取をめざすことになった。

かくして創価学会と公明党の関係は大きく転換し、公明党は自立した「国民政党」として大衆福祉などの実際的な諸政策を掲げて実績を積み、会員以外の広い支持層を求めていき、議員にも学会員以外の人物を擁立することになった。創価学会は支持団体の一つとして、会員の「政党支持の自由」を保障しつつ、宗教活動を基軸に平和・教育・文化活動に邁進することになった。

(4) 非自民連立から自公連立での政権参加——池田時代③

1970年代は創価学会にとって激動の時期であった。72年に「本門戒壇」となる「正本堂」が会員の寄付によって、つまり国立ではなく民衆立によって完成し、74年には創価学会と日本共産党との和解と共存をねらった「創共協定」が結ばれ、75年には創価学会インターナショナル(SGI)が結成されて海外布教が本格化し、77年には日蓮正宗の改革を目指す、対立が激化し(第一次創宗対立)、結果として79年5月に池田会長が辞任する事態となった。創価学会会長は、4代・北条浩、5代・秋谷栄之助となり、池田は創価学会名誉会長かつSGI会長として海外での布教に取り組み、それをバネとして国内でのリーダーシップを復活させた。日蓮正宗法主・日達の急逝(1979年7月日)を受けて親座を継承

した日顕・新法主との関係も当初は友好で宗門内の地位も復活した。

しかし1990年代に入ると創価学会と日蓮正宗との確執が再燃し(第二次創宗対立)、91年11月に日蓮正宗が創価学会に破門通告を送りつけて両者の分裂が決定的となった。創価学会は、それを「平成の宗教改革」と捉え、僧侶のいない葬儀「友人葬」を實行し、会員に下付する本尊も独自のものを制定して、宗門による支配から脱却していった。

他方、公明党は念願の政権入りを果たすことになる。1993年の第40回衆院選で自民党、社会党は惨敗し、非自民8党会派による細川連立内閣が成立した。戦後の自社55年体制の終焉であった。公明党も閣僚を出して参加し、政権与党入りを果たした。細川内閣は政治改革を目指し、94年1月に「小選挙区比例代表並立制」を成立させた。政権交代が容易な二大政党制をめざしたが、弱小政党にとって不利な小選挙区制を補う比例代表制並立としたため、その配分などをめぐって内部分裂し、非自民連立政権は短期間で瓦解した。94年6月に自民・社会・さきがけ3党による村山富市社会党委員長を首班とする変則的な政権に取って代われ、自民党は与党に返り咲いたのである。

野党に転じた新生、公明など各党は次期衆院選に向けて一大新党の結成を急ぎ、同年12月に「新進党」が誕生した。しかし公明党は「分党」して参加するにとどまり、非改選の参院議員11人と地方議員、党職員、機関紙などは残留組織「公明」として残り、党本部も引き続き信濃町に置かれた。この分党が後の新進党解党の一因になった。

創価学会も、この時期に大きな方針転換をしている。新進党の結成を間近に控えた94年11月、これまでの公明党一党支持の方針を転換し、「社会協議会」を中央と地方組織に設置して候補者を人物本位で決定することになった。この協議会は当初、冒頭部分をメディアに公開して行われ、創価学会として公明党その他の候補者の支援を正式に機関決定し、内外に表明する場となった。しかし最近では形骸化している。

新進党は翌95年7月の参院選に大躍進し、このままいけば次回の衆院選では新進党が確実に勝利する見通しとなった。この結果に大きな衝撃を受けた自民党は、新進党躍進の主たる要因を創価学会の組織力とみ

なし、「信教と精神性の尊厳と自由を確立する各界懇話会」(通称「四月会」、94年6月設立)が中心となって自民党機関紙『自由新報』などで反創価学会キャンペーンを開始し、さらに宗教法人法改正を利用した攻撃を始めた。

1995年は、1月に阪神淡路大震災が起こり、3月にはオウム真理教が地下鉄サリン事件を起こし、それをきっかけにして11月に宗教法人法が改正されるなど混乱の一年であった。宗教法人法改正の主要な目的は監督権限の強化にあったが、参議院での審議に入ると自民党は創価学会の池田名誉会長の参考人招致を要求した。新進党はそれに強行に反対し、代わりに秋谷栄之助会長を呼ぶことで決着した¹⁷⁾。しかしその後も自民党は創価学会と新進党への攻撃を続け、その効果もあって96年10月の第41回衆院選で新進党は敗北し、翌年には解党してしまった。

《自公連立政権の成立》

新進党解体後は民主党が最大野党として結成される一方、公明関連も合流して、1998年11月に新「公明党」として再結集した。その背後で、創価学会と自民党との和解が進展した。いくつかの地方選挙で創価学会は自民党候補を支援し、その見返りに自民党は創価学会への攻撃をやめ、98年4月28日付けの自民党機関紙『自由新報』には、かつての創価学会への攻撃が「池田名誉会長の名誉と人権を傷つけた」とする創価学会の抗議文と、それに対する謝罪文を掲載した。

その後、自民党は同年7月の参院選で大敗し、橋本内閣が総辞職して小渕恵三内閣が誕生した。参議院は少数与党の「ねじれ国会」となったため、山一証券の破綻などバブル崩壊後の金融関連国会を乗り切るため、自民党は連立の相手を求めて公明党にさらに接近してきた。支持母体の創価学会には自民党への強い警戒心があり、まずは閣外協力からとの声もあったが、小渕首相が景気対策の一環として公明党が求めている地域振興券の発行を進めるなど歩み寄りを強めた。翌99年1月に始まった第151回通常国会では、公明党は自民党へ協力し、自由党とも連携して新ガイドライン(新しい日米防衛協力のための指針)関連法、憲法調査会

設置法、国旗・国歌法、通信傍受法など難しい法案を軒並み成立させた。

1999年10月5日に自民・自由・公明の三党連立内閣が発足した。この連立には、自民・公明両党の内部・支持者からの反発や世間の驚きを招き、それまで自民党を支援していた立正佼成会が離反するなど宗教界にも波紋が広がった。その後、自由党が連立から離脱し（2000年4月1日）、その直後に小渕首相が死去したが、自公連立は継続した。2009年の民主党政権誕生で自公ともに下野したが、2012年12月の第46回衆院選で自民党が圧勝し、安倍晋三第2次内閣が誕生した。自公連立政権も復活し、今日まで20年以上続いている。

3. 政党結成による政治参加の利点と課題

創価学会が政治参加してきたプロセスを追ったが、最後に、このような形態での政治参加の意義と課題を纏めておきたい。

(1) 創価学会・公明党の事例は、宗教団体が独自の政党を結成して政治参加した典型かつ成功例である¹⁸⁾。宗教者または宗教団体がその宗教的信念・理念に基づいて、各種の議会選挙において特定の政党の候補者への支援活動を行ったり、政党など政治団体を結成して政治活動を行うこと、また国に対し反戦平和や福祉のための施策を要求したり、時には兵役拒否のような国家の権力行使に抵抗・批判する活動を行うことなどは、「信教の自由」、特に「市民的信教の自由」の範囲に含まれると考えられる。

わが国においては、しばしば憲法20条1項後段の「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」という規定をもって、宗教団体は政治活動をしてはならないとの主張が時折見られる。しかし、この「政治上の権力」とは、国または地方公共団体に独占されている統治権力（立法権、課税権、裁判権、公務員の任免権など）を指し、宗教団体の政治活動を禁止するものではないことは、憲法学の通説であり、日本政府も現憲法を審議した第90回帝国議会における国務大臣・金森徳次郎の答弁以来、戦後一貫して保ってきた公式

見解でもある。従って、宗教団体が別個の政治団体を組織して、政治活動することは憲法違反ではない¹⁹⁾。

また宗教団体が推薦・支持して当選した議員が、国政や地方行政を担当したり、宗教団体が支援する政党が政権に入る、または政権を担当するような場合も、両者(宗教団体と議員、または政党)は法律的には別個の存在であるから、憲法に抵触するものではないという政府見解も踏襲されている²⁰⁾。

但し、既に論じたように、創価学会も宗教法人として収入や不動産への非課税という税制上の優遇を受けている。その団体の活動としては、あくまで宗教活動が主たる事業である。従って、過度な政治活動や社会活動に陥っていないか常に自己検証が求められる。また非課税の施設・会館等での選挙活動には他団体と不公平にならないよう十分な配慮が求められることは言うまでもない。

(2) 信教の自由、思想・良心の自由など自由権は、すべての個人が有する不可侵の権利である。その個人の自由権は、個人がいかなる団体や企業などに所属しても、優先的に尊重されなければならない。信仰を理由に企業や労働組合において抑圧されたり、解雇されてはならない。同様に、信仰を同じくする宗教団体内であっても成員の政治思想や政党支持の自由は尊重されなければならない。

創価学会は、公明政治連盟、その後の公明党による衆議院進出時から、「会員の政策への異議異論は自由である」とし、1970年5月の第33回創価学会本部総会での池田会長(当時)講演でも、「学会員一人一人の政党支持は自由である」ことを明言している。新進党結成前の1994年11月10日にも、創価学会は「今後の政治に対する基本的見解」を発表し、公明党一党支援を見直し、他党候補でも人物本位で選挙支援を行うと表明した。そこにおいても「学会員個人個人の政党支持は、自由である」ことを再確認している²¹⁾。

(3) 以上、法律上また人権問題の観点から、単独政党支援の意義と限界

を記した。最後に、宗教社会学からの若干の検討を加えておきたい。公明党が1970年に宗教政党から国民政党、つまり普通の世俗的政党になったことは、開かれた公共空間への参加の第一歩だったと評価できる。合理的な普通の言語で政治、経済、外交などの諸政策を掲げ、選挙にも臨むことになる。支援する創価学会員同士が宗教的用語で考え、励まし合うことに問題はない。しかし会員以外に公明党への投票依頼をする場合には、党の政策を訴えていくことになる。容易なことではないが、会員の公共空間への参画としても有意義である。

しかし同時に困難も生じる。その政策は現実的な政治経済政策が柱となり、その良し悪しを自分で判断しなければならない。さらに個々の具体的な政策は会員の地域的または社会的立場による利益と反する場合もある。また創価学会の宗教思想と現実政策における理念上のズレが生じることにもなる²²⁾。このズレは自民党との連立によって政権入りしたことで増幅した。自公連立によって政権は安定し、政府の諸施策の中に公明党が主張する教育・福祉関連、コロナ対策、最近の政治資金規正法改正などの要求が反映され、一応の成果は上がっている。しかし長期にわたった第2次安倍政権下では、防衛外交政策における対米依存、また経済格差の拡大が顕著になった。2015年9月に成立した安全保障関連法をめぐって、公明党は集団的自衛権の行使に三要件の限定をつけることで歯止めをかけたと主張したが、これまでの平和主義を逸脱したとして創価学会員の中から公然と反対する運動も起こっている。2024年10月の衆議院総選挙では、自公両党は過半数割れの敗北をし、公明党は公示前の32議席から24議席へ減らした。とりわけ比例代表の得票数が現行制度後、初めて600万票を割り、結党以来の敗北となった。自民党の裏金問題が争点の一つであり、公明党は政界浄化を結党理念として掲げ、今回も政治改革の先頭に立つと主張した。にもかかわらず、自民裏金議員の多くを推薦した。これが敗北の大きな要因の一つであったことは言うまでもない²³⁾。

また、国民の経済格差の拡大は深刻である。小泉政権以降の新自由主義的経済政策、その延長のアベノミクスの結果、一部の大企業は活性化

したものの、労働者の賃金は上がらず、格差がかつてなく増大した。創価学会員の社会階層は今でも低く、格差拡大の被害をもっとも強く受けている。最近の小林良彰氏による公明党投票者の社会属性調査（2019年7月）でも、学歴は平均より低く、世帯年収も約半数が400万円未満であり、6割以上が500万円未満である。日本の世帯平均年収が560万円なので、景気悪化の影響を強く受けやすい層であり、70%が将来に不安感をいんでいる²⁴⁾。小林氏の指摘の元になった「投票行動研究会」によるパネル調査「2019年参院選事前事後調査」データをさらに解析してみると、図2のような結果が得られた。自民党の支持層と比較すると、公明党支持層の年収は低い方に偏っている。共産党支持層と比較しても低い方に多い。自民党の支持基盤とは経済的に（また宗教的文化的にも）大きく異なることを、公明党はしっかり認識して政策を決めていく必要がある。

このようなズレや利害対立が鮮明になるにつれ、支援者の精神的ストレスも増大し、選挙活動への意欲を削いでいる可能性も大きい。加えて、ごく少数の衆議院小選挙区で議席を確保するために、種々の政治的駆け引きも行われ、支持者のストレスは増加するばかりである。政治への過度の関与は、創価学会の理念、信仰を掘り崩すことにもなる。

自公連立政権が少数与党となり、野党の協力を得なければ予算始め法

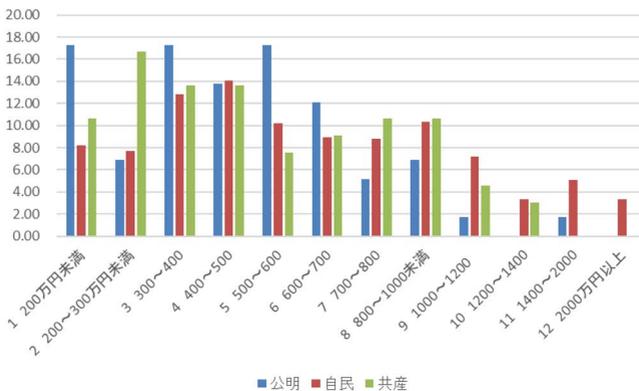


図2 世帯年収比較（公明・自民・共産）

案が成立しがたい状況下において、公明党はその存在意義を改めて問われている。「大衆とともに」という立党精神に立ち返るということは、公明党を支える「大衆」とはどのような人々なのかをしっかりと捉え直すことである。前述のように経済的には低い層に多く、これらの階層の経済力を引き上げ、安定し安心な生活を送れるようにすることで、国民全体の底上げも実現する総合的政策の実行が期待される。また国民政党になったとはいえ、立党の基盤には大乘仏教の「慈悲の精神」「一念三千の世界観」などが流れているはずである。そこから導き出される倫理観を明確にし、政界浄化など政治倫理の確立、「政治を庶民の手に」戻し、弱者の小さな声を活かす民主主義の再生、人間中心主義ではない「自己自然との共生」など、独自性を発揮する必要もあろう。

注

-
- 1) マックス・ウェーバー『支配の諸類型』創文社、1970年、3、8頁ほか。正当性の相違による支配の類型として、合法的、伝統的、カリスマ的の議論も同書にあり、有益である。
 - 2) これら3区分の代表的な国々への調査結果は、文化庁（編集発行）『海外の宗教事情に関する報告書』（2008年3月）に詳しい。なお本調査は5次にわたって実施されており、第5次は令和3年度に終了している。各報告書は、下記の文化庁ウェブサイトからダウンロードできる。https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/shumu_kaigai/index.html
 - 3) この段階ではアメリカ連邦政府を規制する条項であったが、そこにおいて保証された宗教的自由を含む人権条項が、州政府をも拘束するという原則が明確に確立するには、南北戦争後に黒人の自由と地位の擁護を州政府にまで実行させる目的の修正第14条の制定（1864年）を経て、1923年の「メイヤー対ネブラスカ州事件」（Meyer vs. State of Nebraska, 262 U.S. 390）連邦最高裁判決までの時間が必要であった。これらの点については、Stokes, A. Ph. & Pfeffer, L., *Church and State in the United States*, reprinted by Greenwood Press, 1975. 熊本信夫『アメリカにおける政教分離の原則』北大図書刊行会、1972年（増補版、北海道大学出版会、1989年）。W・マーネル『信教の自由とアメリカ』野村文子訳、新教出版社、1987年（原典：Marnell,

W.H., *The First Amendment*, Doubleday & Company, Inc., New York, 1964.) などが古典である。中野毅「政教分離社会の展開とデノミネーションリズム」(井門富二夫編『アメリカの宗教多民族社会の世界観』弘文堂、1992年所収)でも論じてある。

- 4) 「レモン・テスト」とは、「レモン対カーツマン事件」(Lemon v. Kurtzman 403 U.S. 602, 1971)における連邦最高裁が示した政教分離の判断基準であり、次の3項で構成されている。
 - ①政府の行為は適法で世俗的な目的をもつものでなければならない。
 - ②政府の行為はその主たる効果が宗教を助長または抑制するものであってはならない。
 - ③政府の行為は政府と宗教との「過度の関わり合い」をもたらすものであってはならない。
- 5) これらの論争・判決については、前掲『海外の宗教事情に関する報告書』186-194頁を参照。最近の動向は、第5次調査報告書(2022年)に詳しい。中野毅「良心的兵役拒否と信教の自由」『創価大学平和研究』(第3号、1981年12月、76-100頁)でも既に論じた。
- 6) この二つの判決の特徴については、塚田穂高「那覇孔子廟政教分離訴訟—最高裁判決の意味—」(『世界』2021年5月号、10-14頁)が参考になる。また塚田穂高「政教分離訴訟の展開—争われ続けてきた「宗教」—」(島菌進・末木文美士・大谷栄一・西村明編『近代日本宗教史』第6巻、春秋社、2021年、41-71頁)では、津地鎮祭からの政教分離訴訟を通史的に論じ、空知太神社訴訟、那覇孔子廟訴訟では最高裁判決での宗教概念が、団体からより広義のものへと変化したことを指摘していて重要である。塚田穂高「令和日本の「政教問題」—「国家神道」・「宗教団体」論から宗教の拡散化へ—」(『世界』2022年12月号、68-78頁)も、統一教会問題も踏まえて「政教問題」なるものを再考する上で示唆に富む。
- 7) ウェーグルの主張を日本に紹介したのは相沢久であり、その古典的名著『現代国家における宗教と政治』(勁草書房、1966年)である。特に「第四章 信教の自由の一般的考察」を参照のこと。桐ヶ谷章「宗教団体の政治活動」(大石真・桐ヶ谷章・平野武『憲法20条—その今日的意義を問う』第三文明社、2000年所収)においても紹介・評価されている。
- 8) 塚田穂高『宗教と政治の転軸点—保守合同と政教一致の宗教社会学』花伝社、2015年。
- 9) 金光教は戦後の早い時期から政治への不参加を貫いてきた。天理教は1946年の衆議院選挙から教団役員を立候補させ、一時最も積極的に政治に関わった。しかし50年の参院選を最後に、その後教団としては推薦候補を立てるのを断念し、56年頃には「役員、教会長が立候補する場合には、役職を辞任すべき」という立場を明かにした。政治への志向を強く持ち、早くから愛国主義的な運動を展開してきたのが「生長の家」であり、1945年には政治結社「生教倶楽部」を結成した。57年には新宗連を脱退し

て独自路線を明確にし、64年に政治結社「生長の家政治連合」(略称：生政連)を結成して政治への取り組みを本格化していった。しかし、83年の参院選での比例代表制導入をきっかけに政治活動を停止した。PL教団も、同年の御木徳近教主の死去を契機に選挙活動から撤退している。中野毅『戦後日本の宗教と政治』大明堂、2003年、第4章。同「戦後政治と宗教」(島蘭進・西村明他編『近代日本宗教史』第5巻、春秋社、2021年、第3章)参照。

- 10) この経緯と公共空間への参加としての政治参加、その意義と課題については、中野毅「自公連立政権と創価学会」(島蘭進編『政治と宗教—統一教会問題と危機に直面する公共空間』岩波新書、2023年1月、第3章)にやや詳しく論じてあるので参照して欲しい。
- 11) 牧口常三郎については、『評伝 牧口常三郎』(「創価教育の源流」編纂委員会編、第三文明社、2017年)を参照。最近の研究書としては、レヴィ・マクローリン『創価学会 現代日本の模倣国家』山形浩生訳・中野毅監訳(講談社選書メチエ、2024年7月、第2章)が参考になる。
- 12) 中野前掲書、2003年、185-186頁。
- 13) 徳川夢声「問答無用」『週刊朝日』1957年9月1日号。
- 14) 戸田会長講演「広宣流布の礎 文化活動」第四回鶴見支部総会、1955年3月27日。『聖教新聞』同年4月3日掲載。『戸田城聖全集』第4巻、聖教新聞社、1984年、267-271頁所収。
- 15) 公明党の結成などの歴史については、公明党史編纂委員会編『公明党50年の歩み』(2014年)、同増補版(2019年)を参照。同書は歴史的事実を比較的忠実に踏まえている。
- 16) 独自の政党を結成した背景には、自民党政府による「学会の折伏大行進は破壊活動防止法に該当する」(公安調査庁長官、1955年11月)発言など布教活動を抑制しようとした動き、北海道炭鉱労組が社会党支持を拒否した創価学会員を除名した「炭労問題」(1957年5月)、池田大作参謀室長(当時)が選挙違反容疑で逮捕された「大阪事件」(同年7月)などで政府与党や社会党への強い不信感があった。その際に、モデルとして池田の脳裏にあったのは「総評(日本労働組合総評議会)と社会党」の関係であった(中野前掲、2003年、186-189頁)。
- 17) 参議院での参考人聴取は、1995年12月4日に秋谷創価学会会長と力久善隣教教主、山口広弁護士が出席して行われた。秋谷は、冒頭に法改正に込めた政治的意図を批判した上で、創価学会の政治との関わりを「一、国家権力を使って布教しない。一、国家からの特別の保護や特権を求めない。一、支持する政党や候補者が宗教的中立であることを求める」と明言し、さらに支援する政党の人事・政策・財政には一切干渉しない。創価学会の選挙支援活動は全体の宗教活動の中の、限られた期間での部分的活

動に過ぎないなどと述べた。公的な場でのこの陳述は重要である。

- 18) 宗教団体が独自の政党を結成した類似の例としては、近年ではオウム真理教による「真理党」、幸福の科学による「幸福実現党」などがある。古くは戦後直後の伝統諸教団による「第三文明党」の結成などにも見られたが、いずれも成功してはいない。戦後直後には、他に「日蓮党」も出現した。この時代の動きについては、中野前掲「戦後政治と宗教」、2021年、第3章。中野毅「戦後宗教史再考—戦後世界の形成と『忘却された宗教史』」(中野毅・平良直・粟津賢太・井上大介編『占領改革と宗教—連合国の対アジア政策と複数の戦後世界—』専修大学出版局、2022年、第一部第1章)。
- 19) 金森答弁とは、宗教関係者が政党として政治上の行動をすることを禁止するのではない、憲法が禁止する「政治上の権力」とは政治活動ではなく、国から授けられた正式な政治上の権力である(趣旨)というものである(中野前掲、2003年、209頁、注(19)参照)。また自社政権下における衆議院予算委員会(1994年10月12日)での、冬柴公明党議員の質問に対する大出内閣法制局長の答弁、それを了解する村山首相ほか閣僚の見解について、以下の衆議院議事録第2号が参考になる。<https://kokkai.ndl.go.jp/#!/detail?minId=113105261X00219941012&spkNum=0¤t=1>
- 20) 第63回国会における「衆議院議員春日一幸君提出の宗教団体の政治的中立性の確保に関する質問に対する答弁書」参照。以下のサイトからも確認できる。https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_shitsumona.nsf/html/shitsumon/kaiji063_1.htm
- 21) 1994年の基本的見解は、*SOKA GAKKAI ANNUAL REPORT 2023* (2023年度活動報告)、創価学会広報室発行、2024年2月1日、70頁。この活動報告は毎年発行されている。
- 22) その可能性を筆者は早くから指摘している(中野前掲、2003年、第5章)。もっとも支援者が諸政策を自身で判断するのは簡単ではなく、公明支持層は公明党の政策との利害や理念・価値観のズレや対立があっても、信仰によって受け止め、党や支持母体の指示に従って投票行動を決めてきたという分析もなされている(中野前掲「自公連立政権と創価学会」、2023年、118-119、124-125頁参照)。
- 23) 小林良彰「24年衆院選に見る有権者意識と公明党の今後」『公明』公明党機関紙委員会、2025年1月号、20-25頁。小林は衆院選直前の全国意識調査に基づいて、前回の公明党投票者の3割が今回は他党に投票し、その要員の一つは裏金議員の推薦であったと指摘をしている。今後は「きれいな政治」「弱者救済」という公明党本来の主張をいかにアピールできるかが課題であるとも強調している。
- 24) 小林良彰「閉塞感打破する進歩的立案に期待」『公明』公明党機関紙委員会、2019年11月号、12-17頁。パネル調査「2019年参院選事前事後調査」は次のサイトで公開部分は閲覧できる。<https://jesproject.wixsite.com/jesproject/jes-3> 小林氏からは、この調査の生データを提供していただいた。改めて感謝申し上げる。